

岡崎市監査委員公告第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施した定例監査等の結果は、別紙のとおりである。

令和5年10月31日

岡崎市監査委員	高橋重長
同	長谷川龍伸
同	中根武彦
同	井町圭孝

小中学校、保育園及びこども園定例監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の対象及び実施期日

監 査 の 対 象			実 施 日
細川保育園	大樹寺保育園	百々保育園	令和5年8月7日
広幡こども園	井田保育園		令和5年8月9日
北中学校	小豆坂小学校		令和5年9月7日
矢作北中学校	梅園小学校	三島小学校	令和5年9月11日
矢作南小学校	広幡小学校	大門小学校	令和5年10月2日

3 監査の対象期間

令和5年4月1日～令和5年10月2日

4 監査の着眼点

財務に関する事務等の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて、配当予算の執行及び現金の出納を重点に監査した。

5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、各小中学校長、保育園長及びこども園長等の説明を聴取し、かつ物品の管理状況について実査を行った。

6 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められた。